

1月7日にも「緊急事態宣言」が発令される見通し

- 菅首相は1月7日にも限定的・集中的な「緊急事態宣言」を発令する見通しです。
- 一方、株式市場は当面底堅く推移すると予想しています。企業、株式市場には昨年の緊急事態宣言時の学習効果があり、ワクチンの普及時期が近づき経済活動の正常化が視野に入りつつあることが理由です。

緊急事態宣言が発令される見通し

年末年始も新型コロナウイルスの感染に歯止めがかからず、菅首相は1月7日にも「緊急事態宣言」を発令する見通しです（図表1、2）。今回は東京など1都3県を対象とし、感染リスクが高いと考えられる飲食店に的が絞られる見通しです。発令された場合、緊急事態宣言の実質GDPへの影響は前回の5分の1程度で約0.7%の押下げになると民間の推計があります。

株式市場の見通し

昨年、緊急事態宣言が発令された4月7日から解除された5月25日までの間、日経平均株価は比較的堅調に推移しました（図表3）。今回は発令の意向が示された昨日と本日（前場）は上値の重い展開となっていますが、今後は次の理由により当面底堅い展開が続くと予想しています。

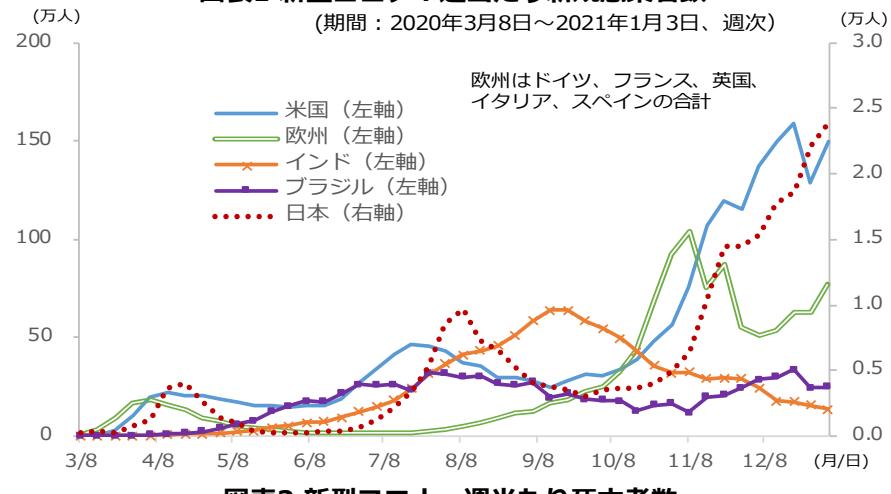
- 上場企業全体には昨年の学習効果があり、ある程度の備えができている。
- 宣言の影響を受ける業種は昨年より限定的になる見込み。
- 時短等を要請される飲食業に対する政府の支援はさらに強化される見込み。
- 株式市場の参加者にも昨年の学習効果があり、緊急事態宣言によって人の移動が減れば感染が下火になると認識している。
- ワクチンの普及時期が近づき、経済活動の正常化が視野に入りつつある。

3ヵ月程度で考えれば「コロナ禍からの回復局面」は景気敏感な日本株式にとって望ましい環境であり、少なくともワクチン接種が本格化するまでは株価の上昇基調が継続すると予想しています。

以上（作成：マーケティング部）（図表1-3の出所）Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

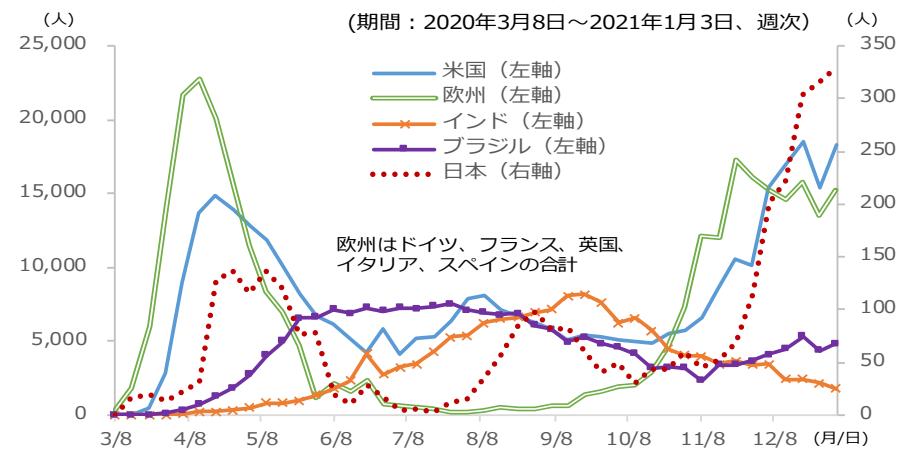
図表1 新型コロナ：週当たり新規感染者数

（期間：2020年3月8日～2021年1月3日、週次）



図表2 新型コロナ：週当たり死者数

（期間：2020年3月8日～2021年1月3日、週次）



図表3 日経平均株価の推移

（期間：2020年1月6日～2021年1月4日）



＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる場合と、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■ お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入手数 × 上限3.85% (税抜3.5%)

■ お客様が換金時に直接的に負担する費用

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内

■ お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担

：純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用：純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 錄：金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

＜本資料に関するお問い合わせ先＞

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)